

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導【資料2】

令和7年度から義務化される事項等について

1 地域連携推進会議（障害者支援施設・共同生活援助）

令和6年4月1日から、障害者支援施設及び共同生活援助において、各事業所で地域関係者を含む外部の目が入るよう「地域連携推進会議」の開催と会議構成員による見学の機会を設けることが義務付けられました。

※ 令和6年度は努力義務、令和7年度以降は義務

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（抜粋）

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

「地域との連携等【新設】」

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



※ 地域連携推進会議の詳細については、【資料4】を参照してください。

令和7年度から適用される減算等について

1 支援プログラム未公表減算(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援)

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画(以下「支援プログラム」という。))を作成し、公表することが義務付けられました。

支援プログラムの公表及び本県への届出がされていない場合には、令和7年4月1日以降、支援プログラム未公表減算が適用されることとなります。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容(抜粋)

2. 質の高い発達支援の提供の推進①

- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
(①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等 ②関係機関との連携の強化 ③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他)

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 支援において、5領域(※)を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める《運営基準》
(※)「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す支援プログラムの作成・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける
- 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態(常勤・非常勤等)や経験年数に応じて評価
- 専門的支援加算及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価
- 基本報酬について、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける
 - ・ 支援時間による区分は「30分以上1時間30分以下」「1時間30分超3時間以下」「3時間超5時間以下」の3区分とする(放課後等デイサービスにおいては、「3時間超5時間以下」は学校休業日のみ算定可)
 - ・ 5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価
- 自己評価・保護者評価について、実施方法を明確化する《運営基準》

新設《支援プログラム未公表減算》

所定単位数の85%算定 ※令和7年4月1日から適用

児童発達支援・放課後等デイサービスの報酬体系(全体像)



《児童指導員等加配加算》

【現行】	理学療法士等を配置	7.5～18.7単位/日
	児童指導員等を配置	4.9～12.3単位/日
	その他の従業者を配置	3.6～9.0単位/日
【改定後】	児童指導員等を配置	7.5～18.7単位/日
	常勤専従・経験5年以上	5.9～15.2単位/日
	常勤専従・経験5年未満	4.9～12.3単位/日
	常勤換算・経験5年以上	4.3～10.7単位/日
	常勤換算・経験5年未満	3.6～9.0単位/日
	その他の従業者を配置	3.6～9.0単位/日

《専門的支援加算・特別支援加算》

【現行】	○専門的支援加算	理学療法士等を配置 7.5～18.7単位/日
		児童指導員を配置 4.9～12.3単位/日
	○特別支援加算	5.4単位/回
【改定後】	○専門的支援体制加算	4.9～12.3単位/日
	専門的支援実施加算	1.50単位/回
		(原則月4回まで、利用日数等に応じて最大6回まで)
		(放デイは2回～6回まで)
	※体制加算: 理学療法士等を配置	
	実施加算: 専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施	

※ 支援プログラム未公表減算の詳細については、【資料5】を参照してください。

2 自己評価結果等未公表減算（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

障害児通所支援事業に係る自己評価につきましては、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者等による評価を受け、その結果を事業運営に反映させることで、常に質の改善を図ることを目的に基準省令において実施が義務付けられているものです。

平成30年度報酬改定では、自己評価結果等未公表減算が創設され、自己評価の未実施及び都道府県への公表方法等の届出がなされていない場合に適用されます。

なお、令和6年度報酬改定では、保育所等訪問支援についても対象とされたところです。

※ 保育所等訪問支援については、自己評価の未実施及び県への公表方法等の届出がなされていない場合に、令和7年度以降減算が適用されます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容（抜粋）

5. インクルージョンの推進	
○ 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める (①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ②保育所等訪問支援の充実)	
①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進 ○ 事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める《運営基準》 ○ 保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価 《保育・教育等移行支援加算》【現行】500単位/回（1回まで） ※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合） ➡【改定後】退所前に移行に向けた取組を行った場合 500単位/回（2回まで） 退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 500単位/回（1回まで） 同 保育所等を訪問して助言・援助を行った場合 500単位/回（1回まで）	
②保育所等訪問支援の充実 <効果的な支援の確保・促進> ○ 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、インクルージョン推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める《運営基準》。フィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等においてワラワの活用を推進 ○ 訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合に評価《関係機関連携加算》 ○ 自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める《運営基準》とともに、未実施減算を設ける ○ 訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す 《訪問支援員特別加算》【現行】679単位/日 ※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置 ➡【改定後】(Ⅰ)業務従事10年以上(又は保育所等訪問等5年以上) 850単位/日 (Ⅱ) 同 5年以上(同 3年以上) 700単位/日 ○ 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価《多職種連携支援加算》 ➡【改定後】《多職種連携支援加算》200単位/回（月1回まで） ※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合 <ケアニーズの高い児のインクルージョン推進> ○ 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価 《ケアニーズ対応加算・強度行動障害児支援加算》 ➡【改定後】《強度行動障害児支援加算》200単位/日 ※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援 ○ 職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援について評価《多職種連携支援加算》 ➡【改定後】《多職種連携支援加算》200単位/回（月1回まで） ※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合 <家族支援の充実> ○ 家族支援の評価を見直す 《家族支援加算》【現行】 居宅訪問 280単位 (1時間未満187単位) /回 (月2回まで) ➡【改定後】《家族支援加算》(Ⅰは月2回まで・Ⅱは月4回まで) (Ⅰ) 個別の相談援助等 居宅訪問300単位(1時間未満200単位) /回 事業所等で対面 100単位/回 ワラワ 80単位/回 (Ⅱ) グループでの相談援助等 事業所等で対面 80単位/回 ワラワ 60単位/回	

※ 自己評価結果等未公表減算の詳細については、【資料6】を参照してください。